

議案第 3 号

昭島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 21 日

提出者 昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

昭島市文化財保護条例市施行規則（昭和53年昭島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7号様式、第8号様式及び第9号様式中「殿」を「様」に、
「教育長 印」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

総合行政情報システム（電子決裁）を導入することに伴い、行政手続における押印を見直し、併せて規定を整備する必要がある。

議案第 3 号参考資料

昭島市文化財保護条例施行規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>第7号様式・第8号様式・第9号様式（第6条関係）（共通）</p> <p>年　月　日</p> <p><u>様</u></p> <p>昭島市教育委員会 教育長</p> <p>—</p> <p>解除の通知書</p>	<p>第7号様式・第8号様式・第9号様式（第6条関係）（共通）</p> <p><u>殿</u></p> <p>昭島市教育委員会 教育長</p> <p><u>回</u></p> <p>解除の通知書</p>